

審 査 基 準 整 理 票

処分名	家賃の減免又は徴収猶予		
根拠法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例		(条項) 第 1 5 条
基準法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例		(条項) 第 1 5 条
所管部署	未来まちづくり部	住宅課	入居管理係
標準処理期間	3 0 日	法定処理期間	— 日

- 【審査基準】
- ・文書の名称【大津市営住宅住替移転運用基準】
 - ・掲載図書等【 — 】
 - ・内容 全部記載 一部・項目のみ記載

[家賃の減免又は徴収猶予の基準]

◇ 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（以下、条例という。）第 1 5 条において、「特別の事情」がある場合に減免又は徴収猶予することができるとしているが、「特別の事情」の内容、その場合における減免の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 大津市営住宅住み替え実施計画（平成 3 0 年 3 月策定）の第 2 章の 2 で定める市営住宅（以下「住み替え対象住宅」という。）に入居している者（移転時に条例第 2 5 条第 1 項又は第 2 8 条の 3 第 1 項の規定に基づく認定を受けている者を除く。）で、住み替え対象住宅以外の市営住宅に入居する場合において、新たに入居する市営住宅（以下「入居市営住宅」という。）の家賃が住み替え対象住宅の最終の家賃を超えることとなり、かつ、その超える額が 1, 0 0 0 円以上となる者。新たに入居した日から 5 年間にあっては、入居市営住宅の家賃の額から収入分位に応じた住み替え対象住宅の家賃の額を控除した額を減免し、入居した日の 6 年目から 1 0 年目にあっては、入居市営住宅の家賃の額から収入分位に応じた移転後 6 年目の住み替え対象住宅の家賃の額を控除した額に次の表の左欄に定める入居期間の区分に応じてそれぞれ右欄に定める率を乗じた額を、入居市営住宅の家賃の額から減免するものとする。

入居期間	率
5年を超え6年以下の場合	6分の5
6年を超え7年以下の場合	6分の4
7年を超え8年以下の場合	6分の3
8年を超え9年以下の場合	6分の2
9年を超え10年以下の場合	6分の1

[根拠法令等]

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例

(家賃の減免又は徴収猶予)

第15条 市長は、次の各号に掲げる特別な事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他特別の事情があるとき。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。